

無形文化遺産部会の設置について

令和 7 年 4 月 1 8 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第 1 6 条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補に関する事項
- （3）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

文化審議会第9期無形文化遺産部会 委員名簿

(令和7年4月18日現在)

(正委員)

野嶋 洋子	独立行政法人国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター研究担当室長
松田 陽	東京大学准教授

(臨時委員)

井上 治	嵯峨美術大学教授
今井 陽子	国立工芸館主任研究員
大林賢太郎	京都芸術大学教授
大谷津早苗	昭和女子大学教授
笠嶋 忠幸	出光美術館学芸部次長・上席学芸員
久保田裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
黒川 廣子	東京藝術大学美術館教授
竹内由紀子	女子栄養大学栄養学部准教授

文化審議会無形文化遺産部会運営規則（案）

（令和七年八月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会無形文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。
（守秘義務及び利益相反）

第三条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、無形文化遺産保護条約第十六条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、

無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補を選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

（雑則）

第四条 文化審議会運営規則第二条第二項の規定は、部会にこれを準用する。

第五条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和七年八月 日）から施行する。

文化審議会無形文化遺産部会の会議の公開について（案）

（令和7年8月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）

文化審議会無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会無形文化遺産部会運営規則（令和7年8月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）第二条第一項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（3）までの案件を審議する場合を除く。
 - （1） 部会長の選任その他人事に係る案件
 - （2） 無形文化遺産部会の設置について（令和7年4月18日文化審議会決定）2. 調査審議事項（2）により、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補の調査審議に係る案件
 - （3） 上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（3）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

ユネスコ無形文化遺産保護条約 第19回政府間委員会 概要

1. 日時・場所

2024年12月2日～12月6日 アスンシオン(パラグアイ)開催

2. 委員会の構成:

議長: H.E. Mr Nancy Ovelar de Gorostiaga(パラグアイ)

副議長: ドイツ, ウズベキスタン, ベトナム, アンゴラ, モーリタニア

ラポルトウール: Ľubica Vol'anská(スロヴァキア)

委員国(24か国)

地域	任期:2022-2026	任期:2024-2028
西欧	ドイツ	フランス, スペイン
東欧	ウズベキスタン, スロヴァキア	ウクライナ
中南米	パラグアイ	バルバドス, ドミニカ共和国, ハイチ
アジア 大洋州	バングラデシュ, インド, マレーシ ア, ベトナム	中国
アフリカ	アンゴラ, ブルキナファソ, エチオ ピア	ナイジェリア, ウガンダ, ザンビア
中東	モーリタニア	アルジェリア, アラブ首長国連邦

3. 主要議題概要

(1)「無形文化遺産代表一覧表」等の審議(議題7a.～d.)

政府間委員会で66件が審査された(内、8件は審査上限の枠外)

○「代表一覧表」(全667件)

- 61件が審査され, 記載61件。
 - ※ 評価機関の勧告: 記載60件, 情報照会1件。
 - ※ 「伝統的酒造り」が記載された。
 - ※ 審査件数上限の対象外となる緊急保護一覧表から代表一覧表への移動3件, 拡張案件の5件を含む。

○「緊急保護一覧表」(全81件)

- 2件が審査され, 記載2件。
 - ※ 評価機関の勧告: 記載2件。

○「グッド・プラクティス」(全40件)

- 3件が審査され, 選択3件。
 - ※ 評価機関の勧告: 記載3件。

○「国際的援助」

- 審査なし

(2)2025年サイクルの審査(議題15)

- 2025年の審査件数の69件が審議予定となった。(内、9件は審査上限の枠外の緊急保護一覧表から代表一覧表への移動または拡張提案)

(3)次回委員会の開催時期・場所(議題16)

開催時期:2025年12月8日～12月13日

開催場所:ニューデリー(インド)

(以上)